





<p>備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正す</li> </ul>	<p>目次</p>
<p>〃</p>	<p>担当課（室）</p>
<p>〃</p>	<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公布した条例の解説</li> </ul> <p>【解説】</p>
<p>〃</p> <p>総務学事課</p>	<p>担当課（室）</p>

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「各市町村」の下に「（岡山市にあつては、(55)から(63)までに係るものを除き、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二十二条に規定する事務に係るものに限る。）」を加え、同項(55)及び(70)中「充てん」を「充填」に改め、同表の二十九の項中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同表の四十六の項中「倉敷市」の下に「（チからヌまでに係るものにあつては、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを除く。）に係るものを除く。）」を加え、同項ハ中「第三条第八項」を「第三条第九項」に改め、同項ニ中「第三条第九項」を「第三条第十一項」に改め、同項ヌ中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

別表第二の二十八の項中「岡山市 倉敷市」を「倉敷市」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県総務関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同条第七号イ中「五千円」を「六千五百円」に改め、同号ロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同号ハ中「二千七百円」を「三千六百円」に改め、同条第十号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同条第十一号イ中「五千円」を「五千七百円」に改め、同号ロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同条第十四号及び第十六号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同条第十七号、第二十一号及び第二十九号中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号イ」に改め、同条第四十二号中「第十八条第二項第三号」を「第十八条第二項第三号イ」に、「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第四号イ」に改め、同号ロ(4)中「百八十円」を「百六十円」に改め、同号ハ(1)中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同号ハ(2)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同号ニ(7)中「九十円」を「八

十円」に改め、同条第四十三号中「第十八条第二項第六号」を「第十八条第二項第六号イ」に、「第十八条第二項第七号」を「第十八条第二項第七号イ」に改める。

附則

この条例は、平成三十年五月一日から施行する。ただし、第二条第四十二号及び第四十三号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員給与条例及び岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

一 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号) 第十一条第四項

二 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号) 第七条第五項第二号

(岡山県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第二条 岡山県地方独立行政法人評価委員会条例(平成十八年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四号

岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山県職員の退職手当に関する条例及び岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

一 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号) 附則第二十三項

二 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年岡山県条例第四十三号) 附則第五項

三 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成三年岡山県条例第二十一号)

附則第三項

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年岡山県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和五十五年岡山県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条各号を次のように改める。

- 一 知事 百分の五十七
- 二 副知事 百分の四十
- 三 公営企業管理者 百分の二十八
- 四 教育長 百分の二十四
- 五 人事委員会の常勤の委員 百分の十六
- 六 常勤の監査委員 百分の十六

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
本則中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「六人」を「七人」に改め、同条第五号中「三二七人」を「三二八人」に改め、同条第十号中「五、一二〇人」を「五、一三六人」に、「二、七六七人」を「二、七六二人」に、「三、四六五人」を「三、四五七人」に、「一、四六五人」を「一、四四九人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成三十一年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができる。

岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

（岡山県税条例の一部改正）

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項から第四項までを削る。

第九十二条第一項中「天災その他特別の事情がある場合において自動車取得税の減免の必要があると認める者その他特別の事情がある」を「次の各号のいずれかに該当する自動車を取得した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下この項及び第百十三条第一項第一号において「身体障害者」という。）が運転する自動車であつて当該身体障害者が取得するもの

二 精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下この項及び第百十三条第一項第二号において「精神障害者等」という。）が運転する自動車であつて当該精神障害者等が取得するもの（当該精神障害者等が自動車を取得することができないことについて特別の事情



がある」と知事が認める場合には、当該精神障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。）

三 身体障害者又は精神障害者等（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が当該身体障害者等の通学、通院、通所、生業その他これらに類するもの（次号及び第百十三条第一項において「通学等」という。）のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が取得するもの（当該身体障害者等が自動車を取得することができないことについて特別の事情がある」と知事が認める場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。同号において同じ。）

四 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等の通学等のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が取得するもの

五 構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるもの

六 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立当初の役員又は社員から無償で取得し、かつ、当該設立の日から三月以内に道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録を受けた自動車であつて、特定非営利活動促進法第十一条第一項第三号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に現に供されているもの

七 前各号に掲げるもののほか、天災その他特別の事情があると知事が認める自動車

第百二条第二項中「前項」を「第一項」に、「第九十七条第一項の規定による当該自動車取得税に係る申告書の提出期限までに」を「規則で定めるところにより」に改め、同項第二号中「課税標準額及び」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を上限として規則で定める額を減額するものとする。

前項第一号から第四号までに掲げる自動車	当該自動車の取得価額と三百万円（規則で定める場合にあつては、三百万円に規則で定める額を加算した額）とのいずれか少ない額に当該自動車に係る自動車取得税額の算定に用いた税率を乗じて得た額
前項第五号から第七号までに掲げる自動車	当該自動車に係る自動車取得税額に相当する額

3 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が第一号から第五号までに掲げる自動車（規則で定めるものを除く。）の取得について同項の規定により自動車取得税の減免を受け、かつ、当該自動車を現に所有している場合には、当該身体障害者等又は現に当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車について同項第二号から第四号までの規定により特別の事情があると認められた身体障害者等に係る他の自動車の取得については、同項の規定（同項第一号から第五号までに係るものに限る。）は適用しない。

第百六条第一項中「自動車に」を「自動車（前条の規定の適用を受けるものを除く。）に」に改め、



第六号を削り、同条第二項中「ものの」を「もの（前条又は前項の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、同項第一号中「（前項第二号に該当するものを除く。）」を削り、同項第四号中「（前項第三号に該当するものを除く。）」を削り、同条第三項中「前項の規定に該当する」を「前条又は前二項の規定の適用を受ける」に改め、同条第四項中「、第五号及び第六号」を「又は第五号」に、「並びに」を「及び」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百十三条第一項中「天災その他特別の事情により必要があると認める者」を「次の各号のいずれかに該当する自動車」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 身体障害者が運転する自動車であつて当該身体障害者が所有するもの
  - 二 精神障害者等が運転する自動車であつて当該精神障害者等が所有するもの（当該精神障害者等が自動車を所有することができないことについて特別の事情があると知事が認める場合には、当該精神障害者等と生計を一にする者が所有するものを含む。）
  - 三 身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等の通学等のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が所有するもの（当該身体障害者等が自動車を所有することができないことについて特別の事情があると知事が認める場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するものを含む。次号において同じ。）
  - 四 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等の通学等のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が所有するもの
  - 五 構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるもの
  - 六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスであつて、国の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線のうち特に地域住民の生活に必要なものであつて輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして知事が指定したものの運行の用に供するもの
  - 七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条第一項の指定自動車教習所が所有する自動車であつて専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供するもの
  - 八 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三条第一項の規定による古物営業の許可を受けた自動車販売業者が販売することを目的として所有する自動車であつて規則で定めるもの
  - 九 前各号に掲げるもののほか、天災その他特別の事情があると知事が認める自動車
- 第百十三条第二項中「前項」を「第一項」に、「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては当該自動車税に係る納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第百十条第一項の規定による申告書の提出期限までに」を「規則で定めるところにより」に改め、同項第二号中「、納期限」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（自動車税の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合、当該額を十二で除して得た額に、当該納税義務が発生した月の翌月から当該年度の三月までの月数

を乗じて得た額（当該額に百円未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てた額）を減額するものとする。

前項第一号から第四号までに掲げる自動車	当該自動車に係る自動車税の税率に相当する額と四万五千元とのいずれか少ない額
前項第五号から第七号までに掲げる自動車	当該自動車に係る自動車税の税率に相当する額
前項第八号に掲げる自動車	当該自動車に係る自動車税の税率の十二分の三に相当する額（当該額に百円未満の端数がある場合にあつては、当該端数を切り上げた額）
前項第九号に掲げる自動車	知事が別に定める額

3 第一項第一号から第五号までに掲げる自動車（規則で定めるものを除く。）にあつては、身体障害者等一人につき自動車（当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する道路運送車両法第三条の軽自動車（市町村の条例で定めるところにより軽自動車税の減免を受けているもの（同項第一号から第五号までに掲げる自動車に相当するものに限る。）を含む。）一台に限り、同項の規定を適用するものとする。  
 第百十三条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、第一項第一号から第四号までに掲げる自動車に係る自動車税について減免を受けている者が引き続き当該自動車に係る翌年度分の自動車税について減免を受けようとするときは、規則で定めるところにより、継続申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該継続申請書の提出の日から知事が別に定める日までの間に当該継続申請書に記載した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより知事にその旨を届け出なければならない。

附則第二十一条の四の次に次の一条を加える。

（身体障害者等に係る自動車税の減免の特例）

第二十一条の五 前条第一項の規定の適用を受ける自動車について、第百十三条第一項の規定により自動車税を減免する場合における同条第二項の適用については、同項の表中「四万五千元」とあるのは、「五万七千七百円」とする。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第六節 ゴルフ場利用税（第七十四条―第八十九条）を「第六節 ゴルフ場利用税（第

七十四条―第百二条）」に、「第七節の二」を「第七節」に改める。

第二条第一号中 「ゴルフ場利用税  
 自動車取得税」を「ゴルフ場利用税」に改める。

第三条第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四条第一項の表中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第六条中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第十条第一項第六号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項第八号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第十三条第二項中「自動車取得税若しくは」を削る。

第二十一条中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第二章第七節の節名を削る。

第八十四条から第二百二条までを次のように改める。

第八十四条から第二百二条まで 削除

第二章中第七節の二を第七節とする。

第二百五条を次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第二百五条 自動車税は、自動車（法第四百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下自動車税について同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第二百五条の二の見出し中「の範囲」を削り、同条中「自動車税」の下に「（第四号に該当するものにあつては、種別割に限る。）」を加え、同条を第二百五条の三とし、第二百五条の次に次の一条を加える。

(自動車税のみなす課税)

第二百五条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当

該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。ただし、当該自動車について、他の都道府県において既に環境性能割が課されているときは、この限りでない。

第二百五条の三の次に次の十三条を加える。

(環境性能割の課税免除)

第二百五条の四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者が、その業務の用に供する自動車のうち次の各号のいずれかに該当するもの(前条の規定の適用を受けるものを除く。)に対しては、環境性能割を免除する。

- 一 救急自動車
- 二 患者の輸送の用に供する自動車
- 三 血液事業の用に供する自動車
- 四 巡回診療又は成人病検診の用に供する自動車

(環境性能割の課税標準)

第二百五条の五 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として省令で定めるところにより算定した金額(第二百五条の七及び第二百五条の十六第二項において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第二百五条の六 次に掲げる自動車(法第四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

- 一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。)
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準(法第四十九条第一項第四号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率(法第四十五条第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。))が法第四十九条第一項第四号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。))が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの



- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率（法第四百九条第一項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準（法第四百九条第一項第五号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準（法第四百九条第一項第五号ニ(1)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。次項第二号ハ(1)において同じ。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準（法第四百九条第一項第五号ホ(1)に規定する平成二十一年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四百九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。



ハ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、法第四百九十九条第二項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	法第四百九十九条第一項第四号イ(3)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率（法第四百九十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この号及び次項第一号イ(3)において同じ。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(3)	平成二十七年基準エネルギー消費効率（法第四百九十九条第一項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(3)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

（環境性能割の免税点）

第二百五条の七 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第二百五条の八 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第二百五条の九 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この節において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第五十五条の十 前条第一項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条第一項において「申告書」という。）を提出すべき者は、前条第一項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第六十八條第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第一項の規定により申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六十八條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第五十五条の十一 環境性能割の納税義務者は、第五十五条の九第一項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十條の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、申告書又は前条第二項に規定する修正申告書に証紙代金収納計器により表示を受けることによつてしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、第五十五条の九第一項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合であつて、知事が必要と認めるときは、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を現金で納付するものとする。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第五十五条の十二 環境性能割の納税義務者が第五十五条の九の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者を十万円以下の過料に処する。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除）

第五十五条の十三 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、同項に規定する事由が発生した日から十五日以内に、自動車の登録番号、移転年月日その他必要な事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の還付)

第五十五条の十四 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前条第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

2 前項の申請をする者は、同項に規定する事由が発生した日から十五日以内に、自動車の登録番号、環境性能割額その他必要な事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第五十五条の十五 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前項の申請をする者は、同項に規定する事由が発生した日から十五日以内に、自動車の登録番号、環境性能割額その他必要な事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第五十五条の十六 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を減免することができる。

一 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの(以下この項及び第百十三条第一項第一号において「身体障害者」という。)が運転する自動車であつて当該身体障害者が取得するもの

二 精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの(以下この項及び第百十三条第一項第二号において「精神障害者等」という。)が運転する自動車であつて当該精神障害者等が取得するもの(当該精神障害者等が自動車を取得することができないことについて特別の事情があると知事が認める場合には、当該精神障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。)

三 身体障害者又は精神障害者等(以下「身体障害者等」という。)と生計を一にする者が当該身体障害者等の通学、通院、通所、生業その他これらに類するもの(次号及び第百十三条第一項において「通学等」という。)のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が取得するもの(当該身体障害者等が自動車を取得することができないことについて特別の事情があると知事が認める場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。同号において同じ。)

四 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が当該身体障害者等の通学等のために運転する自動車であつて当該身体障害者等が取得するもの



- 五 構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるもの
- 六 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立当初の役員又は社員から無償で取得し、かつ、当該設立の日から三月以内に移転登録を受けた自動車であつて、同法第十一条第三号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に現に供されているもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、天災その他特別の事情があると知事が認める自動車
- 2 前項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を上限として規則で定める額を減額するものとする。

前項第一号から第四号までに掲げる自動車	当該自動車の通常の取得価額と三百万円（規則で定める場合にあつては、三百万円に規則で定める額を加算した額）とのいずれか少ない額に当該自動車に係る環境性能割額の算定に用いた税率を乗じて得た額
前項第五号から第七号までに掲げる自動車	当該自動車に係る環境性能割額に相当する額

- 3 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が第一項第一号から第五号までに掲げる自動車（規則で定めるものを除く。）について同項の規定により環境性能割の減免を受け、かつ、当該自動車を現に所有している場合（同項第一号から第五号までに掲げる自動車に相当する道路運送車両法第三条の軽自動車について市町村の条例で定めるところにより軽自動車税の環境性能割の減免を受け、かつ、当該軽自動車を現に所有している場合を含む。）には、当該身体障害者等又は現に当該身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車について同項第二号から第四号までの規定により特別の事情があると認められた身体障害者等に係る他の自動車の取得については、同項の規定（同項第一号から第五号までに係るものに限る。）は適用しない。
- 4 第一項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。
  - 一 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
  - 二 減免を受けようとする環境性能割の額
  - 三 自動車の登録年月日及び登録番号
  - 四 減免を必要とする理由
  - 五 その他参考となるべき事項
- 第六十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「前条」を「第五十五条の三」に、「自動車税の課税」を「種別割」に改め、同条第四項中「第四百六十六条第一項」を「第四百四十八条第一項」に改め、同条第五項中「自動車税の課税」を「種別割」に改める。

第七十七条の見出しを「種別割の税率」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に

掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「バス」の下に「(三)輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用」を「一般乗合用バス」に、「ものを」を「バスを」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)及び第百十三条第一項第六号において同じ」に改め、同号イ(2)中「その他」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「電気を動力源とする自動車」を「電気自動車(法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。)」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に改め、同条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上で乗用車に準ずるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

第百七条第四項各号中「電気を動力源とするもの」を「電気自動車」に改め、同条第五項中「自動車税」を「種別割」に改め、「税率に」の下に「、それぞれ」を加える。

第百八条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百九条の見出しを「(種別割の納期)」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「五月三十一日」を「同月三十一日」に改める。

第百九条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税の徴収」を「種別割の徴収」に、「自動車税の賦課期日」を「賦課期日」に改め、同条第三項中「自動車税を」を「種別割を」に、「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条第四項中「よつて」を「より」に改め、同条第五項中「によつて自動車税」を「により種別割」に、「においては、当該自動車税」を「には、当該種別割」に改める。

第百九条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に改める。

第百十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に改める。

第百十条の二第一項中「第百五条第二項」を「第百五条の二第一項」に改め、同項第二号中「売渡し代金」を「売渡代金」に、「受取り状況」を「受取状況」に改める。

第百十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「よつて申告」を「より申告し、」に、「においては」を「には」に改める。

第百十二条中「第百五条第二項」を「第百五条の二第一項」に改め、同条第四号中「売渡し代金」を「売渡代金」に改める。

第百十三条の見出しを「(種別割の減免)」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第六号中「一般乗合用のバス」を「一般乗合用バス」に改め、同条第二項中「自動車税」



を「種別割」に改め、同条第三項中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第四項中「自動車税の減免」を「種別割の減免」に改め、同項第二号中「自動車税」を「種別割」に、「税額」を「額」に改め、同条第五項中「自動車税」を「種別割」に改める。

附則第十七条の四及び第十七条の五を削る。

附則第十八条から第二十条までを次のように改める。

第十八条から第二十条まで 削除

附則第二十一条の三の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十一条の三の四 営業用の自動車に対する第百五条の六第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

附則第二十一条の四の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号及び第五項第一号において同じ」を「第百七条第三項に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第五項第二号において同じ」を「法第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。第三項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）を「第百七条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「第百七条第一項」を「同条第一項」に改め、同項第一号中「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第百五条の六第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第三項から第七項までを削る。

附則第二十一条の五（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

(特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例（平成十三年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附則第三項中「及び第四条」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十項の規定 公布の日

二 第一条及び第三条並びに次項から附則第四項まで及び附則第六項の規定 平成三十一年四月一日

(自動車取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例（以下「四月新条例」という。）第九十二条及び第百二条の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、第二号施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 第二号施行日前の自動車の取得に対する第三条の規定による改正前の特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 四月新条例第百二条第三項の規定の適用については、第一条の規定による改正前の岡山県税条例第九十二条第二項の規定により行った自動車取得税の課税免除は、四月新条例第百二条第一項の規定により行った自動車取得税の減免とみなす。

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 四月新条例第百六条及び第百十三条並びに附則第二十一条の五の規定は、平成三十一年度分の施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税について適用し、平成三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 第二条の規定による改正後の岡山県税条例（以下「十月新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

8 十月新条例第百五条の十六第三項の規定の適用については、第二条の規定による改正前の岡山県税条例第百二条第一項の規定により行った自動車取得税の減免（附則第四項の規定により自動車取得税の減免とみなされるものを含む。）は、十月新条例第百五条の十六第一項の規定により行った自動車税の環境性能割の減免とみなす。

9 十月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(準備行為)

10 四月新条例第百十三条第四項の規定による自動車税の減免の申請その他四月新条例を施行するた  
めに必要な準備行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

(証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例の一部改正)

11 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の徴収に関する条例(昭和四十六年岡山県条  
例第三十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例

第一条中「第九十八条第一項」を「第百五条の十一第一項」に改め、「自動車取得税及び」を削る。  
第二条及び第三条中「自動車取得税額又は」を削る。  
第七条及び第八条中「自動車取得税及び」を削る。

(岡山県産業廃棄物処理税条例の一部改正)

12 岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第九号

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例

岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。  
第十六条の見出しを「(賦課徴収等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 産業廃棄物処理税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号  
に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第三十条中「旅館業(」を削り、「ものをいう。)」を「旅館業、住宅宿泊事業法(平成二十九年法  
律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業、同条第六項に規定する住宅宿泊管理業」に、

「淫行」を「淫行」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十一の項を削り、十二の項を十一の項とし、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、同表の十五の項二中「及び第十八条の十三第一項」を「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項」に改め、同項ホ及びヘ中「及び第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、同項中オをマとし、ムからノまでをノからヤマまでとし、ラの次に次のように加える。

- ム 第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項及び第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理
- ウ 第十八条の二十六の規定による計画の変更及び廃止の命令
- キ 第十八条の二十九の規定による改善等の勧告及び措置の命令

別表第一中十五の項を十四の項とし、十六の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の二十の項下中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項を同表の十九の項とし、同表の二十一の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同表の二十の項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 二十一 法及び省令に基づく事務のうち、次に掲げるもの
  - イ 法第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（鳥獣による生活環境又は農林水産業に係る被害の防止を目的とするツキノワグマの捕獲等に係るものに限る。）
  - ロ 法第九条第四項の規定による許可の有効期間の決定（イに規定する許可に係るものに限る。）
  - ハ 法第九条第五項の規定による条件の付加（イに規定する許可に係るものに限る。）
  - ニ 法第九条第七項の規定による許可証の交付（イに規定する許可に係るものに限る。）
  - ホ 法第九条第八項の規定による従事者証の交付（イに規定する許可に係るものに限る。）
  - ヘ 法第九条第九項の規定による許可証及び従事者証の再交付（イに規定する許可に係るものに限る。）

美作市

<p>ト 法第九条第十一項の規定による許可証及び従事者証の返納の受理（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>チ 法第九条第十三項の規定による捕獲等の結果の報告の受理（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>リ 法第十条第一項の規定による法第九条第五項の規定により付された条件に違反した者に対する措置命令（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヌ 法第十条第二項の規定による許可の取消し（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ル 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヲ 省令第七条第三項の規定による書類の提出の要求（イに規定する許可の申請に係るものに限る。）</p> <p>ワ 省令第七条第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出の受理（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>カ 省令第七条第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所等の変更の届出の受理（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヨ 省令第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受理（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>タ 省令第七条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受理（イに規定する許可に係るものに限る。）</p>	
---	--

別表第一の二十二の項の次に次の一項を加える。

<p>二十二の二 岡山県自然海浜保全地区条例（昭和五十六年岡山県条例第二十三号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第七条第一項の規定による行為の届出の受理</p> <p>ロ 条例第七条第二項の規定による通知の受理</p> <p>ハ 条例第八条第一項の規定による勧告及び助言</p> <p>ニ 条例第八条第二項の規定による意見の陳述</p> <p>ホ 条例第九条の規定による報告の徴収</p> <p>ヘ 条例第十条の規定による公表</p>	<p>岡山市</p>
---	------------

別表第一の三十八の項又中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項ル中「第二十九条第十一項及び第十二項」を「第二十九条第十三項及び第十五項」に改め、同ルの次に次のように加える。

<p>ヲ 法第二十九条第十四項及び第十五項の規定による事業の制限及び停止の命令並びに公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p> <p>ワ 法第二十九条第十七項の規定による援助（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）</p>	
--	--

別表第一の三十九の項ラ中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項ム中「第二十九条第十一項及び第十二項」を「第二十九条第十三項及び第十五項」に改め、同ムの次に次のように加える。



ウ 法第二十九条第十四項及び第十五項の規定による事業の制限及び停止の命令並びに公示（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）  
 中 法第二十九条第十七項の規定による援助（有料老人ホームのうち地域密着型特定施設であるものに係るものに限る。）

別表第一の四十二の項中(76)とし、(63)から(75)までを三ずつ繰り下げ、(62)を(89)とし、同(89)の次に次のように加える。

- (90) 法第百十五條の二第四項の規定による通知
- (91) 法第百十五條の二第五項の規定による意見の聴取
- (92) 法第百十五條の二第六項の規定による条件の付加

別表第一の四十二の項中(61)を(64)とし、同(64)の次に次のように加える。

- (65) 法第百七條第一項の規定による開設の許可
- (66) 法第百七條第二項の規定による入所定員等の変更の許可
- (67) 法第百七條第六項（法第百八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- (68) 法第百八條第一項の規定による開設の許可の更新
- (69) 法第百九條第一項の規定による承認
- (70) 法第百九條第二項の規定による承認
- (71) 法第百十二條第一項第四号の規定による許可
- (72) 法第百十三條第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開の届出の受理
- (73) 法第百十三條第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出の受理
- (74) 法第百十四條の二第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (75) 法第百十四條の二第三項の規定による通知の受理
- (76) 法第百十四條の三の規定による使用の制限等
- (77) 法第百十四條の四第一項の規定による管理者の変更の命令
- (78) 法第百十四條の五第一項の規定による必要な措置の勧告
- (79) 法第百十四條の五第二項の規定による公表
- (80) 法第百十四條の五第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止の命令
- (81) 法第百十四條の五第四項の規定による公示
- (82) 法第百十四條の五第五項の規定による通知の受理
- (83) 法第百十四條の六第一項の規定による許可の取消し等
- (84) 法第百十四條の六第二項の規定による通知の受理
- (85) 法第百十四條の七の規定による公示
- (86) 法第百十四條の八において準用する医療法第九条第二項の規定による届出の受理
- (87) 法第百十四條の八において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出の受理
- (88) 法第百十四條の八において準用する医療法第三十條の規定による弁明の機会の付与

別表第一の四十二の項中(60)を(63)とし、(9)から(59)までを三ずつ繰り下げ、同項(8)中「第七十條第八項」



を「第七十条第十一項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同(8)を同項(11)とし、同項(7)中「第七十条第七項」を「第七十条第十項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同(7)を同項(10)とし、同項(6)の次に次のように加える。

- (7) 法第七十条第七項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (8) 法第七十条第八項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- (9) 法第七十条第九項（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加

別表第一の四十四の項中「及び次項」を「から四十五の二の項まで」に改め、同表の四十五の項の次に次の一項を加える。

<p>四十五の二 法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項において「政令」という。）並びに法の施行のための条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（政令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第五十四条第一項の規定による支給認定に係る審査（政令第二十九条に規定する基準に係るもの及び政令第三十五条に規定する負担上限月額（口において「負担上限月額」という。）に係るものに限る。）</p> <p>ロ 法第五十六条第二項の規定による支給認定の変更に係る審査（負担上限月額に係るものに限る。）</p>	<p>各市町村（岡山市を除く。）</p>
---	----------------------

別表第一の四十八の項及び四十九の項中「倉敷市」を「岡山市 倉敷市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第十六条の規定により平成三十年四月一日前においてもすることができるとされている、改正後の別表第一の四十三の項(65)の事務については、施行日前においても、新見市が処理することとする。

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県環境文化関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五十四号中「七万五千円」を「六万七千円」に改め、同号を同条第五十九号とし、同条中第五十三号を第五十八号とし、第四十五号から第五十二号までを五号ずつ繰り下げ、第四十四号を第四十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十七 土壤汚染対策法第二十七条の二第一項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受に係る承認の申請に対する審査 十二万円

四十八 土壤汚染対策法第二十七条の三第一項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割に係る承認の申請に対する審査 十二万円

四十九 土壤汚染対策法第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業の相続に係る承認の申請に対する審査 十二万円

第二条中第四十三号を第四十五号とし、第二十号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 十四万七千円

二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 十三万四千円

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第二項中「当該報告」の下に、「提出」を加え、同項第一号中「第四条第二項」を

「第四条第三項」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 知事に土壤汚染対策法第四条第二項の規定による提出があったとき。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削り、同項第二号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第二項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、「許可、」及び「許可又は」を「許可若しくは」に改め、「の許可の申請があつた」の下に「日前又は命令等（法第七条の二第三項の規定による命令又は法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をいう。以下この項において同じ。）をしようとする」を、「当該許可の申請があつた」の下に「日前又は当該命令等をしようとする」を加え、同条第三項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の改正規定及び同条第二項の改正規定（、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの）を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四百七十七号を第四百十九号とし、第四百一十一号から第四百六十六号までを二号ずつ繰り下げ、第四百十号の次に次の二号を加える。

百四十一 介護保険法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査  
六万四千二百十円

百四十二 介護保険法第七十七条第二項の規定による介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 三万三千二百円

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（特例）

2 この条例の施行の前日に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第十六条の規定により同法第一条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可に関する準備として行う当該許可の申請に対する審査については、この条例による改正後の岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（以下「新条例」という。）第二条第四百一十一号に定める額の手数料を徴収する。

3 新条例第二条、第三条及び第五条から第七条までの規定は、前項の手数料について適用する。

4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該許可の申請に対する審査については、新条例第二条の規定にかかわらず、同条第四百一十一号の手数料は、徴収しない。

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例等の一部を改正する条例

（岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正）

第一条 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十五年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ため、」の下に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の」を加える。

（岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正）

第二条 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項の規定によりその例によることとされる同法第四条の規定による改正後の」を削り、「」（以下）を「。以下」に改める。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 法第八十一条の二第二項の規定により基金を取り崩した場合における当該取り崩した額に相当する額

二 次条の規定により徴収した同条の財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険に関する特別会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額

第七条を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条中「に定める用途に充てる」を「第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金（次条において「貸付金」という。）の貸付け、同項第二号に掲げる事業に係る交付金（第八条において「交付金」という。）の交付及び法第八十一条の二第二項の規定による取崩しを行う」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（貸付金）

第七条 知事は、法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村に対し、算定政令第十条第二項の規定に従って算定した額の範囲内の額の貸付金を貸し付けるものとする。

2 前項の規定による貸付けを受けた市町村は、当該貸付けを受けた年度の翌々年度から三年度間において、当該貸付額を償還するものとする。ただし、当該市町村は、知事が別に定めるところにより、繰上償還をすることができる。

3 前項の規定により償還された額は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、貸付金の貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。

（交付金）

第八条 知事は、算定政令第十七条第一項の収納不足市町村に対し、同条第二項の規定に従って算定した額の範囲内の額の交付金を交付するものとする。

2 算定政令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、地域の産業に重大な影響を与える特別の事情その他知事が別に定める事情とする。

3 前二項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（財政安定化基金拠出金の徴収）



第三条 知事は、別に定めるところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二十二条第一項の財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。  
（処分の特例）

2 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、算定政令附則第十九条第一項に規定する特例事業に必要な費用に充てるため、第六条の規定にかかわらず、基金を処分することができるものとする。

（岡山県国民健康保険運営協議会条例の一部改正）

第三条 岡山県国民健康保険運営協議会条例（平成二十八年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正後の」を削る。

第二条第二項を削る。

第三条の見出しを「（委員）」に改め、同条第一項を次のように改める。

委員は、知事が任命する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十万分の三十七」を「零」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県国民健康保険保険者機能強化基金条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号



岡山県国民健康保険保険者機能強化基金条例

(設置及び目的)

第一条 医療費の適正化等に関する施策を実施することにより国民健康保険の財政の安定化を図り、もって国民健康保険の保険者としての機能を強化するため、岡山県国民健康保険保険者機能強化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計又は国民健康保険に関する特別会計の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険に関する特別会計の歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例(昭和四十三年岡山県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「施設」を「施設及び設備(以下「施設等」という。)」に改め、同条第二号中「三徳園の施設及び設備(以下「」及び「」という。)」を削る。

第五条第一項第一号中「別表」を「別表の一又は二」に、「施設」を「施設等」に改める。  
 第八条第一項中「同項第一号に掲げる」を削り、同条第二項中「別表」を「別表の一及び二」に、「額と」を「額並びに同表の三に掲げる金額と」に改める。  
 別表を次のように改める。

一 施設

区	分	単	位	基	準	額
研修交流館会議室		一時間につき				一、六四〇円
矢野講堂		一時間につき				六六〇円
矢野館		一時間につき				四五〇円

備考

- 一 利用時間が一時間未満であるとき又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を一時間として計算する。
- 二 営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合にあつては、この表に掲げる基準額に二を乗じて得た額を基準額とする。

二 設備

区	分	単	位	基	準	額
冷暖房設備	研修交流館会議室	一時間につき				四一〇円
	矢野講堂					
音響設備	研修交流館会議室	一式一時間につき				六五〇円

備考 別表の一の備考の規定は、この表について準用する。

三 その他

区	分	単	位	金	額
第五条第一項第二号又は第三号に掲げる行為		指定管理者が知事の承認を受けて定める単位		指定管理者が知事の承認を受けて定める額	

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物種子法施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十号

主要農作物種子法施行条例を廃止する条例

主要農作物種子法施行条例（昭和六十二年岡山県条例第二十五号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十一号

岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例

岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表中「六一〇円」を「六六〇円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十二号

岡山県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

岡山県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年岡山県条例第四十九号）は、廃止する。  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十三号

岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県道路占用料徴収条例（昭和四十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

法第三 十二条	第一種電柱	占用物件	単位	占用物件の所在地				
				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
			一本につき一	一、六〇〇円	六六〇円	四四〇円	三五〇円	三〇〇円

平成30年3月23日 岡山県公報 号外

										第一項に掲げる工作物										
法第三十二條第一項第二号に掲げる物件					第一種電柱					第二種電柱										
その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線の他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
二、四〇〇円	一、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円	二、四〇〇円	二、八〇〇円	一、二〇〇円	一、七〇〇円	七九〇円	一、四〇〇円	八五〇円	八円	一四円	一四〇円	三、三〇〇円	二、三〇〇円	一、四〇〇円	三、三〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	九二〇円	七三〇円	五四〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	五〇〇円	三三〇円	七九〇円	五八〇円	三五〇円	四円	六円	五九円	九五〇円	九五〇円	五九〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
六八〇円	六八〇円	五四〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	三三〇円	一、七〇〇円	七九〇円	三九〇円	二四〇円	二円	四円	四〇円	八七〇円	六三〇円	四〇〇円	九二〇円	六八〇円	六八〇円
五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	三一〇円	一九〇円	二円	三元	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円	五四〇円
四七〇円	四七〇円	五四〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	三一〇円	一九〇円	二円	三元	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円	五四〇円
二、四〇〇円	一、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	三一〇円	一九〇円	二円	三元	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円	五四〇円
二、四〇〇円	一、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	三一〇円	一九〇円	二円	三元	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円	五四〇円
二、四〇〇円	一、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	三一〇円	一九〇円	二円	三元	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円	五四〇円
二、四〇〇円	一、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	三一〇円	一九〇円	二円	三元	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円	五四〇円
二、四〇〇円	一、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円	七九〇円	七九〇円	二七〇円	九六〇円	六三〇円	三一〇円	一九〇円	二円	三元	三三円	六九〇円	五〇〇円	三二〇円	七三〇円	五四〇円	五四〇円







令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	令第七号に掲げる物	令第七号に掲げる応急仮設建築物	令第七号に掲げる物		令第七号に掲げる物	令第七号に掲げる物	令第七号に掲げる物	令第七号に掲げる物	令第七号に掲げる物	令第七号に掲げる物
			トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの						
建築物	建築物	建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの

別表の備考第十一号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項第四十九号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、同項第七十四号中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項第七十五号中「一万七千円」を「一万五千元」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県条例第二十五号

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（公園施設の設置基準）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第一条の四 都市公園法施行令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

第三十六条中「第五条の三」を「第五条の十一」に、「第三十三条から前条まで」を「前三条」に改める。

別表第三中「四三〇円」を「四四〇円」に、「一六円」を「一七円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「六一〇円」を「六六〇円」に、「五円」を「六円」に、「三三円」を「三五円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例

（建築物等の制限に関する条例及び岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

一 建築物等の制限に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第十号）第十一条の表

二 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年岡山県条例第七十号）別表の三の項イ(2)

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第二条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十四の項又中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項ワ中「機関」を「機関等」に改める。

（岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正）

第三条 岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改

正する。

第二条第一項第十五号中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同項第十七号の二、第十八号、第二十四号、第二十八号、第三十五号及び第四十二号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岡山県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び準住居地域(」を「、準住居地域及び田園住居地域(」に改める。

#### 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第二十七号

岡山県営住宅条例の一部を改正する条例

岡山県営住宅条例(平成九年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十五条第一項ただし書中「による」の下に「報告の」を加える。

第十六条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「第八条」を「第七条」に改め、

同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(認知症である者等に対する家賃の特例)

第十六条の二 知事は、県営住宅の入居者(省令第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が前条第一項の規定による収入の申告をすること及び第三十六条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第二条に規定する方法により算出した額とすることができ

る。

第二十九条第一項中「認定した」を「認定し、又は第十六条の二の規定により把握した」に改め、同条第三項中「前二項の」の下に「規定による」を加える。

第三十一条第一項中「第十五条第一項」の下に「及び第十六条の二」を加え、同条第二項中「第八条第二項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十三条第一項及び第三十六条第一項中「第十五条第一項」の下に「、第十六条の二」を加える。

第四十条中「申出」を「規定による申出」に改め、「第十五条第一項」の下に「、第十六条の二」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第四十一条中「第十五条第一項」の下に「、第十六条の二」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第五十五条中「第五十二条から前条まで」を「前三条」に改め、「第十五条第一項」の下に「、第十六条の二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十三の項中ムをウとし、ヌからラまでをルからムまでとし、リの次に次のように加える。

— ヌ 条例第十六条の二の規定による認知症である者等に対する家賃の決定 —

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第二号及び第三号中「四千二百五十円」を「五千円」に改め、同項第四号中「三千円」を「三千六百元」に、「千五百円」を「千八百円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例(昭和三十二年岡山県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条第三項中「前項第五号」を「前項第三号及び第五号から第七号まで」に改める。

附則



この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第四号中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万七千七百円」を「一万円」に改め、同項第八号の五中「八千円」を「八千七百円」に改め、同項第十二号中「二千四百円」を「二千五百円」に改め、同項第十六号中「二万五千円」を「二万二千円」に改め、同項第二十二号中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同項第二十七号中「千六百円」を「千八百円」に改め、同項第二十九号中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同項第三十三号の八中「二千円」を「千八百円」に改め、同項第三十五号の二中「講習三十分につき三百五十円」を「千四百円(当該講習を受ける者が警察本部長が別に定める研修又は講習を修了している場合における当該者に対する講習の実施にあつては、八百円)」に改め、同項第三十五号の三中「千十円」を「千百円」に改め、同項第三十五号の四中「二千七百六十円」を「二千六百五十円」に改め、同項第三十六号の二中「千四百十円」を「千八百円」に改め、同項第三十六号の三中「千十円」を「千円」に改め、同項第四十六号及び第五十号中「二千円」を「千八百円」に改め、同項第五十一号の二中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同項第五十一号の三中「千九百円」を「千七百円」に改め、同項第五十一号の六中「千五百円」を「千六百円」に改め、同項第五十一号の七中「千円」を「千百円」に改める。

別表第二の一の項中「千六百円」を「千五百五十円」に、「四千四百円」を「四千百円」に、

「七千五十円」を「六千六百円」に、

道路交通法第九十七 条の二第一項第三号 又は第五号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合	千八百五十円
--	--------

道路交通法第九十七 条の二第一項第三号 又は第五号に該当し て同項の規定の適用 を受ける場合	千九百円
--	------

に、「二千二百円」を「二千五百五

十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に、「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五

百円」を「四千五十円」に、

道路交通法第九十七 条の二第一項の規定	千八百五十円
------------------------	--------

を

道路交通法第九十七  
条の二第一項の規定  
の適用を受ける場合

千九百円

の適用を受ける場合

に、

千五百円

千五百円

千七百五十円

千七百円

に、「四千五百五

を

十円」を「四千八百円」に、「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表の一の二の項中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表の二の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表の三の項及び四の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表の四の二の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表の五の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表の六の項中「二万三千円」を「二万三千四百円」に、「二万九千六百五十円」を「二万九千五百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に、「二万七千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同表の八の項中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、「一万八千八百円」を「一万八千五百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百五十円」に、「二万二千七百五十円」を「二万二千四百五十円」に改め、同表の九の項中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に、「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千円」に、「千五百円」を「千円」に改め、同表の十の項を次のように改める。

<p>十 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者</p>	<p>免許証の更新（道路交通法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。） 免許証の更新（道路交通法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合）</p>	<p>二千五百円 二千五百五十円</p>
---	--	--------------------------

別表第二の十一の項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表の十二の項中「二千円」

大型自動車免許、中型自動車免許又は準

講習一時間につき四千円

型自動車免許又は準

を「千九百五十円」に、

中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）

講習一時間につき四千四百五十円

に、「三千四百円」を「三千五百円」に、

「二千四百五十円」を「二千八百円」に、

大型自動二輪車免許に係る講習

講習一時間につき四千四百円

を

大型自動二輪車免許に係る講習

講習一時間につき四千四百五十円

に、「つき千四百円」を「つき千五百円」

に、「つき千三百円」を「つき千四百円」に、「つき六百五十円」を「つき七百五十円」に、「つき二千四百円」を「つき二千四百五十円」に、「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、「二千円」を「二千二百五十円」

「二千四百円

に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に、

を

「二千三百五十円

に、「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に、「千九百円」

を「二千円」に改める。

別表第三の一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表の三の項及び四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表の五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百元」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表の六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同表の備考一中「一万三千五百円」を「一万三千五十円」に、「一万四千七百五十円」を「一万四千五百五十円」に改め、同表の備考二中「五千四百五十円」を「五千五百円」に、「四千二百五十円」を「四千三百円」に改める。

別表第四の一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表の二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表の三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百元」に改め、同表の六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の備考一中「七千八百五十円」を「七千八百円」に、「九千四百五十円」を「九千五百円」に改め、同表の備考二中「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「二千七百円」を「二千七百五十円」に改める。

#### 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第三十一号

旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 採光及び照明 施設内の安全上及び衛生上必要な照度を確保するよう、定期的に採光及び照明の設備の保守点検及び清掃を行うこと。

第四条第三号イ中「浴室」の下に「(浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。次号及び第六条第一項第一号において同じ。)」を加え、同号に次のように加える。

ト 客室には、くず入れを備えること。

第四条第五号及び第六号を削る。

第六条第一項中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「(いう。)」の下に「を設ける場合」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「は、各階に設け、かつ」を「には」に

改め、同号を同項第二号とし、同項中第五号を第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第一項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同項第四号中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

(岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号イ中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同号中口を削り、ハをロとし、ニをハとする。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(特例)

2 この条例の施行の前日に旅館業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第八十四号)附則第五條第一項の規定により同法による改正後の旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三條第一項の規定による旅館業の許可に関する準備として行う当該許可の申請に対する審査については、第二條の規定による改正後の岡山県保健福祉関係手数料徴収条例(以下「手数料条例」という)第二條第十号イに定める額の手数料を徴収する。

3 手数料条例第二條、第三條及び第五條から第七條までの規定は、前項の手数料について適用する。

4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該許可の申請に対する審査については、手数料条例第二條の規定にかかわらず、同条第十号イの手数料は、徴収しない。

~~~~~  
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

#### 岡山県条例第三十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第四項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一條において同じ。)」に改め、同条第八項及び第十二項中「看護師」を「看護職員」



に改める。

第八十一条第七項及び第九項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当通所支援の基準（第五十五条の二―第五十五条の八）」を「第五節 共生型障害児通所支援の基準（第五十五条の二―第五十五条の四）」に、「第五節 基準該当通所

支援の基準（第七十二条の二―第七十二条の四）」を「第五節 共生型障害児通所支援の基準（第七十二条の二―第七十二条の四）」に、「第五節 基準該当通所支援の基準（第七十二

条の二の二―第七十二条の四）」を「第五章 居宅訪問型児童発達支援（第七十二

条の二の二―第七十二条の四）」に、「第五章 保育所等訪問支援」を「第一章 基本方針（第七十

二条の二）に、「第二章 人員の基準（第七十一

条の二）に、「第三章 設備の基準（第七十二

条の二）に、「第四章 運営の基準（第七十三

条の二）に、「第五章 保育所等訪問支援

（第七十四）に、「第六章 保育所等訪問支援

（第七十五）に、「第七章 保育所等訪問支援

（第七十六）に、「第八章 保育所等訪問支援

（第七十七）に、「第九章 保育所等訪問支援

第二条第三号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改め、同条第四号中「第七十三条」を「第七十二条の五の指定居宅訪問型児童発達支援の事業、第七十三条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第六条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）の規定による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。） 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六条第三項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。  
第二十七条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助

言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十九条第一項中「当該指定児童発達支援事業者が」を「その」に、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「当該指定児童発達支援事業者」を「指定児童発達支援の事業」に、「虚偽」を「虚偽のもの」に改める。

第五十条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十一条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

第五十二条第二項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第五十五条の二第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十五条の二を第五十五条の二の五とする。

第五十五条の五中「前節」を「第四節」に改める。

第五十五条の六中「(指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事業者をいう。)(指定障害福祉サービス基準省令第七十七条の指定生活介護をいう。以下同じ。)」及び「(同項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)」を削る。

第五十五条の七各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五条の五(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

第五十五条の七第一号中「(指定居宅サービス等基準省令第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準省令第二十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。)」を削る。

第五十五条の八各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一項の通いサービスを除く。以下この条において同じ。))を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護

予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第五十五条の八第一号中「（指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第二号中「にあっては十二人」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては十二人」に改める。

第二章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型障害児通所支援の基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第五十五条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事業者をいう。第五十五条の六において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準省令第七十八条第一項の指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準省令第七十七条の指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定制生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であった場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十五条の二の二 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第九十三条第一項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第五十五条の七において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第九十三条第一項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準省令第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準省令第二十二條第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。第五十五条の七第一号にお







基準省令第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の八において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第七十一条第八項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の八において同じ。)、又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第七項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第六十二条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第五十五条の八において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十三条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第四十四条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条第一項の通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。))を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人)までの範囲内とすること。

| 登録定員       | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人  |
| 二十八人       | 十七人  |
| 二十九人       | 十八人  |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十八条第二項第一号の居間及び食堂をいう。))は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設

その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第五十五条の二の四 第五条、第八条、第九条及び前節(第十二条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第五十七条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第六十四条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第六十五条中「第二十七条」の下に「(第四項及び第五項を除く。)」を加え、「第四十九条第一項」を削り、「第六十一条」と、「の下に」第二十七条第一項及び「を加え」、「第五十五条第二項第三号」を「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号」に改める。

第六十七条第一項第一号中「(学校教育法の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)の規定による中等学校を含む。))若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。」を削り、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六十七条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十一条の二を削る。

第七十二条中「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号」に改める。

第七十二条の二を第七十二条の二の二とする。

第七十二条の四中「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第七十一条」を「及び第七十一条」に改め、「及び第七十一条の二」を削る。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型障害児通所支援の基準

(準用)

第七十二条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の二の三まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第八十一条第一項中「第四項並びに」を「第四項、第七十二条の六第一項並びに」に、「第七十四条第一項中」を「第七十二条の六第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四条第一項中」に改める。

第六章を第七章とする。

第七十六条を次のように改める。

(準用)

第七十六条 第七十二条の八の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第七十七条から第七十九条までを次のように改める。

第七十七条から第七十九条まで 削除

第八十条中「第二十五条」の下に「、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条」を加え、「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に、「及び第五十三条から第五十五条」を「、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び第七十二条の九から第七十二条の十二」に、「第七十九条」を「第八十条において準用する第七十二条の十」と、「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十第二項」と、第二十七条第一項及び」に、「体制」を「体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第七十二条の九中「又は」とあるのは「若しくは」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」に改める。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

## 第五章 居宅訪問型児童発達支援

### 第一節 基本方針

第七十二条の五 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### 第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第七十二条の六 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第七十二条の七 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第七十二条の六第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備の基準

（設備）

第七十二条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営の基準

（身分を証する書類の携行）

第七十二条の九 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第七十二条の十 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用



基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第七十二条の十一 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

（準用）

第七十二条の十二 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十一」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則



(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の第六条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第五十五条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援の事業に関する基準を満たしている事業者については、改正後の第五十五条の二の五の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十四号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第四項を削る。

第六条第六項を削る。

第四十七条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第五条第四項及び第六条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当障害福祉サービスの基準（第四十五条―第四十九条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第四十五条―第四十九条）」を  
第六節 基

生型障害福祉サービスの基準（第四十四条の二―第四十四条の四）  
準該当障害福祉サービスの基準（第四十五条―第四十九条）」に、「第五節 基準該当障害福

祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第九  
十五條の二―第九十五条の五）  
第六節 基準該当障害福祉サービスの基準（第九

九十六条―第九十八条）」に、「第五節 基準該当障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

準該当障害福祉サービスの基準（第九十六条―第九十八条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスの基準（第一百一十條の二―第一百十條の四）  
第六節 基

第四節 運営の基準（第百九十四条の十七―第百九十四条の二十）  
第十五章 共同生活援助

「第

外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準」を

第

五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百二一条の二・第百二一条の二の二）

第二款 人員の基準（第百二一条の二の三・第百二一条の二の四）

第三款 設備の基準（第百二一条の二の五）

第四款 運営の基準（第百二一条の二の六―第百二一条の二の十）

六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

「第百二一条の二」を「第百二一条の二の十一」に、「第十四章」を「第十六章」に、「第十五章」を「第十七章」に、「第十六章」を「第十八章」に改める。

第一条中「並びに」を、「第四十一条の二第一項各号並びに」に改める。

第二条第六号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「指定通所支援基準第七十一条の七の指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第三条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。

第四条ただし書中「いう。」の下に「又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定障害福祉サービス」を加える。

第四十九条中「前節」を「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスの基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項の指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項の指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サ―

（ビス等基準第四条の指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十四条の四 第五条（第三項及び第四項を除く。）、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節（第四十四条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならぬ。

第九十六条第一号及び第二号を次のように改める。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

第九十七条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サ-



ビス基準第四十四条第一項の通いサービスを除く。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第九十七条第一号中「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項の登録者をいう」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の登録者を除く」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において）」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号の居間及び食堂をいう」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号の居間及び食堂を除く」に改める。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型障害福祉サービスの基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項の指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業所をいう。第二百二条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。第二百二条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条の指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- 二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）



第九十五条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能

能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第四百九十九条の二の共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第五百九十九条の二の共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第五十四条の二の共生型児童発達支援をいう。))若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第七十一条の二の共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第四百九十九条の三及び第五百九十九条の三において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))第九十七条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項の通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者)の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第四百九十九条の三及び第五百九十九条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては十二人)までの範囲内とすること。

| 登録定員       | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人  |
| 二十八人       | 十七人  |
| 二十九人       | 十八人  |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号の居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条及び前節（第九十五条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第一百条第一項第二号中「の指定共同生活援助事業者」の下に、「第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号イ中「又は第二百一条の二」を「第二百一条の二の三第一項の日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百一条の二の十一」に改め、「指定共同生活援助事業所（第二百一条の二の三第一項の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）を加え、同条第二項第二号中「である」を「（第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号イ中「を提供する」を「（第二百一条の二の日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する」に、「の利用者の数及び」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下この号において同じ。）の利用者の数及び」に改め、同条第三項第一号中「の指定共同生活援助事業所」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「第二百一条の二」の下に「の日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百一条の二の十一」を加える。

第一百一十一条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型障害福祉サービスの基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）



第一百十条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項の指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。）第二百一十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項の指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準第二百一十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第二百一十条の指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準第二百一十条の指定短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百十条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十条第二項第二号ハの個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項の宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百十条の四 第十條、第十二條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十七條から第四十三條まで、第五十二條、第六十二條、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十五條、第七十六條、第八十九條、第九十二條から第九十四條まで、第九十九條及び前節(第九十九條及び第一百十條を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第一百十四條第四項中「専任かつ」を削る。

第一百二十條第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第二百一十一條の見出しを「(重度障害者等包括支援計画の作成)」に改め、同條第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同條第四項とする。

第一百四十二條中「規則第六條の七第一号に規定する者に対して、規則第六條の六第一号」を「同号」に改める。

第一百四十九條中「第八十八條」を「第八十七條の二」に改める。

第一百五十條の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同條第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第八章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型障害福祉サービスの基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第一百四十九條の二 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。



と。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百四十九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に同じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内とすること。

| 登録定員       | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人  |
| 二十八人       | 十七人  |
| 二十九人       | 十八人  |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第百四十二条及び前節（第百四十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第百五十二条中「規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号」を「同号」に改める。

第百五十八条の見出しを「(記録の整備等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

第百五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第百六十条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第九章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型障害福祉サービスの基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第百五十九条の二 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百五十九条の三 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に同じそれぞれ同表の下欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては(十二人)までの範囲内とすること。

|            |      |
|------------|------|
| 登録定員       | 利用定員 |
| 二十六人又は二十七人 | 十六人  |
| 二十八人       | 十七人  |
| 二十九人       | 十八人  |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条、第四百四十八条、第五百五十二条及び前節（第五百五十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第十章第四節中第六六十八条の前に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第六六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六六十八条第二項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）

第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第六七十二条中「第八十六条」の下に「、第八十七条、第八十八条」を加える。

第十六章を第十八章とし、第十五章を第十七章とする。

第二百二条第一項中「（指定通所支援基準第五条の指定児童発達支援事業所をいう。）及び「（指定通所支援基準第六十六条の指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第十四章を第十六章とする。

第九十九条第三項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の下に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第二百一条の二中「前各節」を「第一節から第四節まで」に改め、同条を第二百一条の二の十一とする。

第十三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百一条の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活起居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員の基準

(従業者の員数)

第二百一条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上とすること。

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上とすること。

イ 区分省令第一条第四号の区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号の区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号の区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号の区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上



ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該利用者の数は推定数とする。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第二百一条の二の四 第九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第三款 設備の基準

（設備）

第二百一条の二の五 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外に立地しなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。  
い。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、二十人以上とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければ



ばならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

#### 第四款 運営の基準

(実施主体)

第二百一条の二の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九条の指定短期入所(第百条第一項の併設事業所又は同条第三項の単独型事業所に係るものに限る。)を行う者でなければならない。

(介護及び家事等)

第二百一条の二の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、介護を行うに当たっては、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、調理、洗濯その他の家事等を行うに当たっては、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百一条の二の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百一条の二の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項の協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第五十七條の二、第九十八條の二から第九十八條の六まで及び第九十九條の三から第二百條の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八條の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八條の四第二項」と、第六十条及び第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百條の四の協力医療機関及び協力歯科医療機関」と、第五百七十七條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二章を加える。

### 第十三章 就労定着支援

#### 第一節 基本方針

第九十四條の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第六條の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し

て、規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第九十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める数を、サービス管理責任者として置くこととする。

一 利用者の数が六十以下 一以上

二 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該利用者の数は推定数とする。

4 第一項の就労定着支援員及び第二項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二項のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第九十四条の四 第五十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

## 第三節 設備の基準

(設備及び備品等)

第九十四条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

## 第四節 運営の基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十四条の六 サービス管理責任者は、第九十四条の十二において準用する第六十条に規定す

る業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十九条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十九条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

二 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十九条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十九条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項



八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備等)

第九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第二十条第一項の規定によるサービスの提供の記録
- 二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項の規定により作成する就労定着支援計画
- 三 次条において準用する第三十条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第四十条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

3 指定就労定着支援事業者は、利用者又はその家族から当該利用者に係る前項の記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

(準用)

第九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する第二十二條第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 自立生活援助

##### 第一節 基本方針

第九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)



が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項第一号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとにする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、当該利用者の数は推定数とする。

4 第一項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第九十四条の十五 第五十二条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

### 第三節 設備の基準

（準用）

第九十四条の十六 第九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

### 第四節 運営の基準

（実施主体）

第九十四条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第九十四条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の規定により行った状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整そ

の他の必要な措置を適切に講じなければならない。

- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第九十四條の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十四條の六、第九十四條の十及び第九十四條の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四條の二十において準用する第九十四條の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四條の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第七条第二項中「法第八十九条の三第一項の協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「及び」という。)」を削る。

附則第十四條の見出し中「において」を「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において」に改め、同条第一項及び第二項中「の規定」を「及び第二百一条の二の七第四項の規定」に、「の利用者」を「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者」に、「の従業者」を「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「まで」を「まで及び第二百一条の二の三第一項第二号ロからニまで」に改める。

#### 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

#### 第六条 削除

第十条を次のように改める。

第十条 削除

附則第四条第四項中「児童福祉法（二）の下に「昭和二十二年法律第六十四号。」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第六条及び第十条に規定する指定障害者支援施設については、改正後の第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日まで  
の間は、なお従前の例による。

~~~~~  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設  
備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業  
の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設  
備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び保育所等訪問支援（同条第五項）」を「居宅訪問型児童発達支援（同条第五  
項の居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第六項）」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が  
提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支  
援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第  
二項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者  
が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十一条中「、規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第五十五条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第五十六条中「、規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第六十条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第六十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、

通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十五条第二項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第六十九条中「第四十三条」の下に「、第四十四条、第四十五条」を加える。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十二項中「」又は「」を「」若しくは介護医療院(同条第二十九項の介護医療院をいう。以下この項において同じ。)又は「」に改め、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十七条第三項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十九号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「又は」を「若しくは介護医療院（同条第二十九項の介護医療院をいう。第十二項において同じ。）又は」に改め、同条第十二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第十六条第四項中「次項」を「以下この条」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

#### 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第四十号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「同じ。」及び「を」を「同じ。」に、「特別養護老人ホーム及び」を「特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第四十条第二項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームに」に、「」を併設する場合の「特別養護老人ホーム及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームに」を、「場合の」の下に「地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム及び」の下に「ユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」に、「場合又は」を「場合の」に改め、「地域密着型特別養護老人ホーム及び」の下に「ユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームに」を、「場合の」の下に「地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」を加え、「（第四十条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）」を削る。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第十一条第七項中「」又は「を」若しくは介護医療院（同条第二十九項の介護医療院をいう。以



下同じ。)又は」に改める。

第十二条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。第二十二條の次に次の一條を加える。

(緊急時等の対応)

第二十二條の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十一条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三十四條中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三十六條中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。第四十五條第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号



第四十二条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第五条第一項の指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第百八十一条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項の重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービスをいう。同号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第五条第一項の指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第四条第一項の指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十二条の三 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第五十九条中「及び第三十二条」を、「第三十二条から第三十六条まで及び第二十七条」に改める。

第六十三条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第六十五条第五項中「第百七十一条第十項」を「第百七十一条第十四項」に改める。

第六十九条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第七十九条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第八十一条第一項中「は、当該」を「が当該」に、「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十二条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。  
第九十条中「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九十一条第一項第一号中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十二条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十五条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第九十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第一百三条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第七章第五節を次のように改める。

#### 第五節 共生型居宅サービスの基準

（共生型通所介護の基準）

第一百十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項の指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第五十六条第一項の指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第六十六条第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第五十五条第一項の指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項の重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条の指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項の指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項の指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第一百五十六条第一項の指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サ



ビス等基準第六十六条第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、「指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条第一項の指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条の指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第一百五十五条の指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第六十五条の指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四条から第三十六条まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第五十六條、第九十九條、第百一条及び第百二條第四項並びに前節（第百十三條を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条の運営規程」とあるのは「運営規程（第百七條の運営規程をいう。第三十四條において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百二條第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百五條第一項第二号、第百六條第五項及び第百八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十二條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十條第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第四号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と読み替えるものとする。

第百十六條から第百三十一條まで 削除

第百三十五條中「第三十七條まで」を「第三十六條まで、第三十七條」に改める。

第百三十八條第一項ただし書中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第百四十二條第一項中「又は」を「若しくは言語聴覚士又は」に改める。

第百四十八條第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第百五十三條第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する



者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第六十五條第二項中「(指定居宅介護支援等基準第二條第一項の指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第六十八條中「第三十四條から」の下に「第三十六條まで、第三十七條から」を加える。

第六十八條中「第三十七條まで」を「第三十六條まで、第三十七條」に改め、「静養室等」の下に「」と、第六十七條第二項第二号中「次条において準用する第二十條第二項」とあるのは「第二十條第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十條第二項」とあるのは「第四十條第二項」を加える。

第九章第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

#### 第六節 共生型居宅サービスの基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第八十一條の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第十八條第一項の指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九條第一項の指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第十四條の指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第八十一條の三 第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第二十條、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一條まで、第五十六條、第八十條、第九十條、第一百一十條、第一百四十七條及び第一百四十九條並びに第四節(第六十八條を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四條中「運営規程」とあるのは「運営規程(第六十四條の運営規程をいう。第五十二條第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共

生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十二条第一項中「第百六十四条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百五十五条第三項、第百五十六条第一項及び第百六十三条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十七条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。

第百九十条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

第百九十一条第一項第四号口中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十三条のユニット型介護医療院をいう。第二百七条及び第二百十五条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第百九十二条中「の療養室」を「若しくは介護医療院の療養室」に改める。

第二百二条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百七条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第二百十五条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百十八条第八項中「のうち一人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれに改める。

第二百二十六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、そ

の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。  
第二百三十七条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二百三十八条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百四十八条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二百五十五条第一項第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同項に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第二百五十六条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百六十三条中「第三十五条」の下に「、第三十六条、第三十七条」を加える。

第二百六十五条中「から第三十七条まで」を「、第三十六条、第三十七条」に改める。

第二百七十六条中「第三十五条」の下に「、第三十六条、第三十七条」を、「利用者」の下に「と、第三十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」を加える。

附則第八条第一号中「軽費老人ホーム」の下に「(老人福祉法第二十条の六の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)」を加える。

附則に次の三条を加える。

第十四条 第二百十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第十五条 第二百四十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第二百二十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十五条第一項第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第九十条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、同条から旧条例第九十二条まで及び旧条例第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第四十二号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項ただし書中「同じ。」及び「を「同じ。」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第五十一条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。」を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第五十一条第二項の規定」を「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項に規定する基準に従い市町村が条例で定める基準」に改める。

第七条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。



第十四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  
第二十三条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第二十三条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第三条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第四十六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  
第五十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第四十三号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例



介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項ただし書中「」及び「を」を「以下この項において同じ。」に、「場合の」を「場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」に改め、同条第六項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第三条第七項及び第四条第一項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。第四十四条第一項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第四十六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。附則第六条から第十条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

#### 岡山県条例第四十四号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防

サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 基準該当介護予防サービスの基準（第六十六条―第七十二条）」を「第七節 第八節

共生型介護予防サービスの基準（第六十五条の二・第六十五条の三）

に改める。

基準該当介護予防サービスの基準（第六十六条―第七十二条）

」

第一条中「第五十四条第一項第二号」の下に「、第六十五条の二の二第一項各号」を加え、「指定介護予防サービス及び」を「指定介護予防サービス、共生型介護予防サービス及び」に改める。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 共生型介護予防サービス 法第六十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第八十条第一項中「は、当該」を「が当該」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十一条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十八条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第八十九条第一項第一号口中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第九十六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第九十九条第一項ただし書中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第三百三十条第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を、「もの（以下）の下に「（この節及び次節において）」を加える。

第九章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスの基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第六十五条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第百十八条第一項の指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の指定障害福祉サービス等基準第百十四条の指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第六十五条の三 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百二十一条の二、第二百二十一条の四、第二百二十九条及び第三百三十一条並びに第四節(第百四十三条を除く。)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第二百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十四条第一項及び第百三十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四十二条第二項第二号中「次条において準用する第五十一条の十三第二項」とあるのは「第五十一条の十三第二項」と、同項第四号中「次条におい

て準用する第五十二条の三」とあるのは「第五十二条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十五条の八第二項」とあるのは「第五十五条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十五条の十第二項」とあるのは「第五十五条の十第二項」と読み替えるものとする。第七十四条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

第七十五条第一項第四号口中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十三条のユニット型介護医療院をいう。第九十二条及び第九十六条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第七十六条中「の療養室」を「若しくは介護医療院の療養室」に改める。

第八十条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数第九十二条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に限る。）を有すること。第九十六条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百四条第八項中「のうち一人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第二百十二条に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。第二百二十六条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百五十一条第一項第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同項に次の一号



を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第二百五十二条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の三条を加える。

**第十四条** 第二百四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六の軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

**第十五条** 第二百二十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

**第十六条** 第二百六条及び第二百三十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

## 附則

### （施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十一条第一項第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。



(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第八十八条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、同条から旧条例第九十条まで及び旧条例第九十六条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第四十五号

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項ただし書中「」及び」を「以下この項において同じ。」に、「場合の」を「場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」に改める。

第十六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。第四十七条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第九条から第十二条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

#### 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

#### 岡山県条例第四十六号

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例

#### 目次

第一章 趣旨、基本方針等（第一条―第三条）

第二章 人員の基準（第四条）

第三章 施設及び設備の基準（第五条・第六条）

第四章 運営の基準（第七条―第四十二条）

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営の基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十三条・第四十四条）

第二節 施設及び設備の基準（第四十五条）

第三節 運営の基準（第四十六条―第五十四条）

#### 附則

第一章 趣旨、基本方針等

#### （趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるものとする。

#### （基本方針）

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第四十四条第二項において同じ。）、他の介護保険施設（法第八条第二十五項の介護保険施設及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第三百十条の第二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設をいう。第四十四条第二項において同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 療養床 療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- 二 I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- 三 II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

## 第二章 人員の基準

（従業者の員数）

第四条 介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（第三号において「I型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（同号において「II型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上
- 二 看護師又は准看護師（第十二条第五項及び第五十二条第二項において「看護職員」という。）常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
- 三 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数

五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数

八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第四十三条のユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この条において同じ。）の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

### 第三章 施設及び設備の基準

（条例で定める施設）

第五条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

一 談話室

二 食堂

三 浴室

四 レクリエーション・ルーム

五 洗面所

六 便所

七 サービス・ステーション

八 調理室

九 洗濯室又は洗濯場



十 汚物処理室

2 前項第一号から第六号までに掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 談話室 入所者同士及び入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室

イ 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

六 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第六条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。次項及び第四十五条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平家建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同法第二条第九号の三の準耐火建築物をいう。次項及び第四十五条において同じ。）とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第四十五条第四項において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第四十五条第四項において同じ。）又は消防署長と相談の上、第三十二条第一項の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第三十二条第二項の訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項の避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入するこ



とができる。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての介護医療院の建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、当該介護医療院の建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関への通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、火災の際の円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置する人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

#### 第四章 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを

接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た介護医療院は、当該承諾を得た後に、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第八条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第九条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十一条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定

の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

- 第十二条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

- 5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第十三条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第十四条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護

医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四十六条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号の居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十五条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）



第十六条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第十七条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第二十八条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治



療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項の実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

#### （診療の方針）

第十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならないこと。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十七項の治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者に

よる看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十二條 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 介護医療院は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するように努めなければならない。

3 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第二十三條 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十四條 介護医療院は、入所者からの要望を考慮し、入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供に努めなければならない。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五條 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十六條 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項のサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同令第三百三十一条第四項のサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第二十七條 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十八条 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 四 第三十八条第二項の規定により苦情の内容等を記録すること。
- 五 第四十条第三項の規定により事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

(運営規程)

第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数を含む。)
- 四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 前項の研修には、入所者の尊厳を守り、入所者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができ、入所者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。



(定員の遵守)

第三十一条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十二条 介護医療院は、入所者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。

2 介護医療院は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

3 介護医療院は、非常災害時における入所者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

4 介護医療院は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等)

第三十三条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の九、第九条の十二及び第九条の十三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項の特定保守管理医療機器」



と、同令第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の特定保守管理医療機器の保守点検の業務

三 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（揭示）

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第三十六条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第三十七条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第三十八条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第三十九条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を  
行う等地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情  
に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力  
するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ  
ならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のた  
めの指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、  
その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やか  
に市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。  
4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合  
は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第四十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなけれ  
ばならない。

（記録の整備）

第四十二条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかな  
ければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十二条第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録

六 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営の基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十三条 第二条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四十五条第二項第一号及び第四十九条第五項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営の基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 施設及び設備の基準

(条例で定める施設)

第四十五条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 サービス・ステーション

- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室

2 前項第一号及び第二号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面所

(1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ハ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室

イ 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第二号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平家建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第三十二条第一項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第五十四条において準用する第三十二条第二項の訓練については、第五十四条において準用する第三十二条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。



- 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段が建築基準法施行令第百二十三条第一項の避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 四 階段には、手すりを設けること。
- 五 廊下の構造は、次のとおりとすること。
  - イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。
  - ロ 手すりを設けること。
  - ハ 常夜灯を設けること。
- 六 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- 七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 五 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災時における入居者の安全性が確保されているものであると認めるときは、当該ユニット型介護医療院の建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。
  - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関への通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、火災の際の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置する人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

### 第三節 運営の基準

#### (利用料等の受領)

**第四十六条** ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。



- 3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
  - 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）
  - 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号の居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 五 理美容代
  - 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

**第四十七条** 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 9 ユニット型介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図つつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十九条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するように努めなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数を含む。）

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十二条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員の配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 三 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 四 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 五 前項の研修には、入居者の尊厳を守り、入居者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができよう、入居者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第五十三条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条の運営規程」とあるのは「第五十一条の重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号の療養病床をいう。以下同じ。）等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六の軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

第三条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四



第十五条第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号の不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

**第四条** 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第五号イ及び第四十五条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

**第五条** 介護療養型老人保健施設（平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて開設した介護老人保健施設（法第八条第二十八項の介護老人保健施設をいう。）をいう。以下同じ。）を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

**第六条** 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十五条第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号の不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

**第七条** 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第五号イ及び第四十五条第四項第五号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。



◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
高圧ガス保安法等の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち岡山市が処理することとしている事務から、同法に基づく高圧ガスの製造の許可等に関する事務であって指定都市が処理することとされたものを除くこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
消防法に基づく危険物取扱者免状の交付等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について  
地方独立行政法人法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について  
国家公務員退職手当法等の一部改正により、国における退職手当の支給水準が見直されたことに鑑み、退職手当の額を国家公務員に準じて引き下げるものである。

◎ 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について  
一般職の職員の退職手当の支給水準の見直しの動向等を勘案し、特別職の職員に対する退職手当の額を引き下げるものである。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
本県の財政状況等に鑑み、引き続き、平成三十一年三月三十一日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について  
事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。

◎ 岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
地方税法の一部改正により、自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が創設されること等に鑑み、自動車税の環境性能割に関する規定を加えるとともに、自動車税等に係る身体障害者等の課税免除に関する規定を減免に関する規定に改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例について  
地方税法等の一部改正に鑑み、地方税に関する犯則事件について通告処分等を行うことができる  
法定外目的税として産業廃棄物処理税を指定する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について  
住宅宿泊事業法の施行に鑑み、管理する施設において青少年が暴行を行っていると思われる場合等に速やかに保護者等に通報しなければならないこととしている者に住宅宿泊事業又は住宅宿泊管理業を営む者を加える等所要の改正を行うものである。
- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置の届出の受理等に関する事務を新見市が処理することとする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の制度が導入されたことに鑑み、当該認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例について  
土壌汚染対策法の一部改正に鑑み、同法に基づく土壌汚染状況調査の結果の提出があったときは、当該提出に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととする等所要の改正を行うものである。
- ◎ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
医療法施行規則の一部改正に鑑み、既存病床数及び申請病床数の補正の基準を改める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
介護保険法の一部改正により介護医療院の開設の許可の制度が導入されたことに鑑み、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県国民健康保険広域化等支援基金条例等の一部を改正する条例について  
国民健康保険法等の一部改正に鑑み、収納不足市町村に対し貸付金の貸付け及び交付金の交付を行うものとする等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について  
岡山県後期高齢者医療財政安定化基金の残高及び交付金の交付等の状況に鑑み、財政安定化基金拠出金の額の算定に用いる割合を改めるものである。
- ◎ 岡山県国民健康保険保険者機能強化基金条例について  
医療費の適正化等に関する施策を実施することにより国民健康保険の財政の安定化を図り、もって国民健康保険の保険者としての機能を強化するため、岡山県国民健康保険保険者機能強化基金を設置するものである。
- ◎ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例について  
岡山県立青少年農林文化センター三徳園の円滑な管理運営を図るため、研修交流館会議室の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 主要農作物種子法施行条例を廃止する条例について  
主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物種子法施行条例を廃止するものである。
- ◎ 岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例について  
岡山県営と畜場の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例について  
国が県に交付した森林整備加速化・林業再生事業費補助金により実施した事業の終了に伴い、岡山県森林整備加速化・林業再生基金を廃止したものである。
- ◎ 岡山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
道路法施行令の一部改正に鑑み、道路の占用料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
建築士法に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について  
都市公園法施行令の一部改正に鑑み、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の制限を定める等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例について

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に鑑み、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県営住宅条例の一部を改正する条例について

公営住宅法等の一部改正に鑑み、認知症である者等に該当する県営住宅の入居者が収入の申告をすること及び報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者の家賃を、把握した収入に基づき算出した額とすることができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに鑑み、教育職員が行う部活動における指導業務等に係る特殊勤務手当の支給額を改めるものである。

◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について

職員が休職等から職務に復帰しやすい環境の整備を図るため、職務に復帰した日から一年を超えない期間に限り定員の外とすることができる職員に、休職等から職務に復帰した職員を加えるものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

道路交通法に基づく運転免許試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

◎ 旅館業法施行条例及び岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

旅館業法等の一部改正に鑑み、ホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準を旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準として統合するとともに、衛生措置等の基準から客室の収容制限等の基準を除くこととする等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの職員の基準を改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援及び児童発達支援等に係る共生型通所支援の事業の人



員、設備及び運営の基準を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数及び設備の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、就労定着支援及び自立生活援助に係る指定障害福祉サービス、居宅介護等に係る共生型障害福祉サービス並びに日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営の基準を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害者支援施設に係る従業者の員数及び設備に関する特例の規定を削除する等所要の改正を行うものである。

- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、生活介護事業者に係る職場への定着のための支援の実施等の基準を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、軽費老人ホームの身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、養護老人ホームの身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームの身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、訪問介護等に係る共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、介護老人保健施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定介護療養型医療施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置等の基準を改める等所要の改正を

行うものである。

◎ 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例について  
介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めるもの  
である。